

受理番号	受理年月日	付託委員会	審査結果
4	令和4年8月22日	厚生	不採択
件名	生活保護対象者の冷暖房機器（家具什器）購入費用の助成を求める請願書		
紹介議員	滝沢 一成		
請願の要旨			
<p>【請願要旨】</p> <p>厚生労働省が平成30年6月27日付に通知した文書には、条件により家具什器（冷暖房機器）取得のための費用を支給できるという旨の記載があるが、平成30年4月1日以前から保護対象者となっている場合は支給ができない。</p> <p>上越市では、生活保護制度は国の方針のためそれに倣って行われており、市として独自に支給することは現状行われていない。</p> <p>冷暖房が使用できる環境の有無は「命に関わる問題」だと思う。</p> <p>小さな子供や高齢者が酷暑により自宅内で命を落とすニュースは毎年見聞きするし、高齢者が施設に入所したくても現実問題として、すぐに入所できる訳ではない。これは生活保護世帯だけに限らず市政としても考えなければならぬ課題であると思うが、本件で述べることは控える。</p> <p>上越市においては生活保護対象者の生活状況を把握し、過不足なく生活が営めるように環境を整えてもらいたいと考える。</p> <p>そこで今回は「上記厚労省通達の支給要件非該当者に対し上越市独自の支給を行う」ことを提案する。具体的には支給要件非該当者に対して、通達内容と同等の支給（費用・現物）をするということである。</p> <p>通知文には最初に到達する夏・冬の条件があるが、制度の認知・生活状況の変化もあると思うので、柔軟な対応を望む。</p> <p>加えて、知らなかったということで困る方が出ないように、生活保護世帯に対し「必要と認められる場合に別途支給される制度」があることの周知も求める。</p> <p>以上のことから、下記事項につき請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の生活状況を調査し、国のガイドライン（厚労省平成30年6月27日通知文書）非該当者に対して、必要が認められる場合は上越市が独自給付を行うことを求める。 生活保護対象者に対し、生活保護制度を含む助成制度の周知の徹底を求める。 			